令和　　年　　月　　日

保　護　者　様

藤岡市立鬼石北小学校
校　長　　山田　章恵

登校についてのお願い

学校感染症に指定された疾病に罹患した場合は出席停止となり、出席停止の基準は下記のとおりです。登校にあたっては、主治医に治癒証明書を記入していただき、持参させてください。

記

学校で予防すべき感染症の種類		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSｺﾛﾅｳｲﾙｽに限る）、中東呼吸器症候群(MERSｺﾛﾅｳｲﾙｽに限る）、インフルエンザ(H5N1)	・治癒するまで
第二種	・新型コロナウイルス感染症	・発症した後５日を経過し、かつ、症状軽快した後１日を経過するまで
	・インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）	・発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
	・百日咳	・特有な咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻しん	・解熱した後３日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎	・耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風しん	・発しんが消失するまで
	・水痘	・すべての発しんが、痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱	・主要症状が消退した後２日を経過するまで
	・結核　及び　髄膜炎菌性髄膜炎	・症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	・コレラ、・細菌性赤痢、・腸チフス、 ・パラチフス、・腸管出血性大腸菌感染症、 ・流行性角結膜炎、・急性出血性結膜炎	・症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

＜注＞上記のような基準ですが、主治医の先生の判断に従ってください。
新型コロナウイルス、インフルエンザ（H5N1 を除く）については、当面の間、治癒証明書ではなく、療養報告書を提出してください。

…… き … り … と … り ……

治　癒　証　明　書

藤岡市立鬼石北小学校
年　　組　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の生徒は(　　)が治癒しましたので、登校してもよいことを証明します。

（出席停止期間　　月　　日　　～　　月　　日まで）

令和　　年　　月　　日

医師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印